

報道発表資料の配付日時 11月4日(水) 17時00分

発表項目 (行事名)	北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱(素案)に係るパブリックコメントの実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 道では、新型コロナウイルス感染症に関して、道民や事業者の皆様のご理解とご協力の下、関係者が相互に連携し、的確かつ迅速な対応を図るため、その対策に関する基本的事項等を規定した「北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱(以下「要綱」)」を策定することとしています。</p> <p>○ 要綱では、対策に関する基本的な事項や、対策の立案・決定等に関する事項を規定することとしており、その内容については、市町村や関係団体等はもとより、広く道民の皆様からもご意見等を伺うことが必要と考えることから、下記のとおり、要綱(素案)に対するパブリックコメントを実施します。</p> <p><b>1. 計画等の案の名称</b> 北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱(素案)</p> <p><b>2. 計画等の案及び参考資料の入手方法</b></p> <p>(1) 北海道のホームページ(総合政策部政策局ホームページ) <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/index.htm</a></p> <p>(2) 以下の場所での閲覧及び配付</p> <p>ア 北海道総合政策部政策局(道庁3F) イ 北海道総務部行政局法制文書課行政情報センター(道庁別館3F) ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー</p> <p><b>3. 意見等の募集期間</b> 令和2年11月5日(木)～令和2年11月19日(木)</p> <p><b>4. 意見等の提出方法及び提出先</b></p> <p>(1) 郵便: 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 総合政策部政策局</p> <p>(2) FAX: 011-232-6313</p> <p>(3) e-mail: <a href="mailto:seisaku.shingi@pref.hokkaido.lg.jp">seisaku.shingi@pref.hokkaido.lg.jp</a></p> <p>※意見要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。</p> <p>※その他詳細については、「道民意見提出手続の意見募集要領」をご参照願います。</p>		
参考	<p>(添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道民意見提出手続の意見募集要領</li> <li>・北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱(素案)</li> <li>・北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱(素案)の概要</li> <li>・北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱(素案)参考資料</li> </ul>		

報道(取材) に当たって のお願い	広く道民の皆様への周知をお願いいたします。	
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	総合政策部政策局参事(担当者:除村) TEL ダイヤルイン 011-204-5106 内線 21-282
-------------	--

(別記第1号様式 道民意見提出手続の意見募集要領)

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和2年(2020年)11月5日

1 計画等の案の名称

北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱(素案)

2 参考資料の名称

- (1) 北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱(素案)の概要
- (2) 北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱(素案)参考資料(要綱各項の考え方や参考情報など)

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

- (1) 北海道のホームページ(総合政策部政策局ホームページ)への掲載  
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/index.htm>)
- (2) 以下の場所での閲覧及び配付
  - ア 北海道総合政策部政策局(道庁3F)
  - イ 北海道総務部行政局法制文書課行政情報センター(道庁別館3F)
  - ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー

4 意見等の募集期間

令和2年11月5日(木)～令和2年11月19日(木)

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総合政策部政策局
- (2) ファクシミリ 011-232-6313
- (3) 電子メール seisaku.shingi1@pref.hokkaido.lg.jp

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和2年12月上旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

[問い合わせ先]

総合政策部政策局参事

電話 011-231-4111

(内線) 21-282、21-274

# 北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱（素案）

## 第1 目的

道民、事業者の理解と協力の下、関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症への的確かつ迅速な対応を図るため、北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項等を規定

## 第2 定義

- 1 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「特措法」）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症
- 2 新型コロナウイルス感染症対策 特措法第22条第1項の規定に基づき、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された時から、特措法第25条の規定に基づき廃止されるまでの間において、北海道が実施する対策（以下「対策」）

## 第3 対策に関する基本的事項

### 1 総合的な対策の実施

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び特措法等の関係法令、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画、北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針に基づき、対策を総合的かつ効果的に実施
- (2) 社会経済に及ぼす影響を十分に考慮し、感染拡大防止と社会経済活動の維持・確保の両面から対策を実施

### 2 市町村等関係者との連携

- (1) 対策の実施に当たり、国、都府県、市町村その他関係機関・団体、道民等と連携・協力
- (2) 感染状況や道が実施する対策等について、住民に最も身近な行政機関である市町村との情報共有に努めるとともに、相互に連携し対策を実施

### 3 道民及び事業者の理解・協力

- (1) 道民、事業者に対し、感染状況をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識、新たな知見を踏まえた予防行動などについて、適時・適切に情報発信を行い、対策への理解と協力を得られるよう努めること
- (2) 道民、事業者が感染リスクの低減に資するライフスタイルやビジネススタイルを実践する「新北海道スタイル」の浸透・定着を促進
- (3) 感染者の早期発見に有効な北海道コロナ通知システム及び国の接触確認アプリ（COCOA）の活用促進

### 4 感染者情報の公表

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した者の年代、性別、国籍、居住地、行動歴等の情報に関する公表については、国の公表基準を踏まえつつ、別に定める基準に基づき適切に実施
- (2) 感染者情報の公表に当たっては、個人が特定されないよう十分配慮

### 5 人権侵害の防止

新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷など、感染者やその家族、医療従事者等の人権を侵害する行為を防ぐため、正しい知識の普及や理解促進、正確で適切な情報提供、冷静な行動に向けた働きかけ、相談対応その他の必要な対策を実施

## 第4 対策の立案及び決定等に関する事項

### 1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

対策に関する総合調整及び重要事項の決定は、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において実施

### 2 警戒ステージの設定と運用

- (1) 感染拡大の兆候を早期に捉え、感染状況や医療提供体制への負荷の状況などに応じた対策を的確に講ずるため、目安となる段階的な指標と各段階における注意喚起や協力要請などの対応の考え方を示す警戒ステージを設定
- (2) 警戒ステージの運用に当たっては、全道域での取組を基本としつつ、必要に応じて特定の地域や業態を対象とするなど柔軟に対応
- (3) 行動等の制限につながる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とすること

- (4) 施設の使用制限等に関する協力要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう実効性の確保に努めること

### 3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置

- (1) 対策の立案等に当たり、必要な意見を聴取するため、医療、福祉、経済、労働、教育、法務、地方行政等の有識者等で構成する北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（以下「有識者会議」）を設置
- (2) 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別定

### 4 外部意見等の聴取

- (1) 対策の立案等に当たっては、必要に応じ、前項に定める有識者会議のほか、北海道感染症危機管理対策協議会設置要綱に基づき設置する新型コロナウイルス感染症対策専門会議（以下「専門会議」）の意見や見解を聴取
- (2) 以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取するとともに、市町村や関係団体等へ情報提供  
ただし、各会議について、緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見等を聴取
- ① 警戒ステージの移行に関する措置
- ② 特措法第24条第9項及び第45条に基づく措置

### 第5 その他

この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別定

# 新型コロナウイルス感染症対策要綱（要素）の概要

【第1 目的】 道民、事業者の理解と協力の下、関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症への的確かつ迅速な対応を図るため、対策に関する基本的事項等を規定	
【第2 定義】	1 新型コロナウイルス感染症：特措法附則第1条の2 第1項に規定する新型コロナウイルス感染症 2 新型コロナウイルス感染症対策：特措法に基づく北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の設置期間における道の対策
【第3 対策に関する基本的事項】	<p>1 総合的な対策の実施</p> <p>(1) 感染症法及び特措法等関係法令、道の行動計画、対処方針に基づき、対策を総合的かつ効果的に実施</p> <p>(2) 社会経済に及ぼす影響を十分考慮し、感染拡大防止と社会経済活動の維持・確保の両面から対策を実施</p> <p>2 市町村等関係者との連携</p> <p>(1) 国、都府県、市町村、関係機関・団体、道民等と連携・協力</p> <p>(2) 住民に最も身近な行政機関である市町村と情報共有、相互に連携した対策の実施</p> <p>3 道民及び事業者の理解・協力</p> <p>(1) 道民・事業者に対し、正しい知識等について適時・適切に情報発信</p> <p>(2) 「新北海道スタイル」の浸透・定着に向けた普及啓発等の実施</p> <p>(3) 北海道コロナ通知システム及び国の接触確認アプリの活用促進</p> <p>4 感染者情報の公表</p> <p>(1) 感染者情報の公表には、国の公表基準を踏まえ、別に定める基準に基づき適切に実施</p> <p>(2) 公表に当たっては、個人が特定されないよう十分配慮</p> <p>5 人権侵害の防止</p> <p>感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷など、人権侵害を防ぐため、正しい知識の普及や理解促進、適切な情報提供、冷静な行動に向けた働きかけ、相談対応その他の必要な対策を実施</p>

【第4 対策の立案及び決定等に関する事項】	
1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部	対策の総合調整及び重要事項の決定(は、対策本部で実施)
2 警戒ステージの設定と運用	(1) 感染状況等に応じた対策を的確に講ずるため、警戒ステージを設定 (2) 運用に当たっては、全道域の取組を基本に、必要に応じて特定地域・業態を対象とするなど柔軟に対応 (3) 行動等の制限につながらる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施し、その制限は最小限 (4) 施設の使用制限等に関する協力要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう実効性の確保に努めること
3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置	(1) 対策の立案等に当たり、必要な意見を聴取するため、幅広い分野の有識者で構成する有識者会議を設置 (2) 有識者会議の組織及び運営に関して必要な事項は別定
4 外部意見等の聴取	(1) 対策の立案等に当たり、必要に応じ有識者会議や専門会議の意見や見解を聴取 (2) 警戒ステージの移行や特措法第24条第9項等に基づく措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取、市町村や関係団体等へ情報提供
【第5 その他】	要綱に規定するもののほか、必要な事項(は別定